

平成 30 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 鴨川グランドホテル
代表者名 代表取締役社長 鈴木 健史
(JASDAQ・コード 9695)
問 合 せ 先 取締役管理部長 四野宮 章
(T E L 04-7094-5581)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更理由

当社株式の流動性の向上及び個人投資家を含めた投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単子を 100 株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数の引下げを行うものであります。

(2) 変更内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する。

(3) 変更予定日

平成 30 年 7 月 1 日

(4) 望ましい投資単位の考え方について

単元株式数を 100 株に変更することにより、東京証券取引所の有価証券上場規則 445 条に定める、望ましい投資単価の水準 5 万円以上 50 万円未満を下回ることが想定されますが、当社といたしましては引き続き企業価値の向上に努め、望ましいとされる投資単位の水準への移行及びその維持に努力してまいります。

2. 定款一部変更について

(1) 変更理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第7条 当社の全ての種類の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (新設)	(単元株式数) 第7条 当社の全ての種類の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 <u>附則</u> <u>第7条(単元株式数)の変更は、平成30年7月1日に効力が発生するものとし、本附則は同日をもって削除する。</u>

(3) 変更の効力発生日

平成30年7月1日

(ご参考)

平成30年7月1日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

以 上